

学校複合施設実施設計業務プロポーザル方式業者選定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、塩津地区及び西浦地区の地区個別計画に基づく基本計画書で示された施設の実実施設計業務を公募型プロポーザル方式で業者選定するに当たり、蒲郡市プロポーザル方式実施要綱（平成30年4月1日施行）第6条に基づき設置する学校複合施設実施設計プロポーザル方式業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、学校複合施設とは、「蒲郡市公共施設マネジメント実施計画」（平成29年3月）に基づく「塩津地区個別計画」（平成30年8月）及び「西浦地区個別計画」（平成30年8月）のコンセプトを実現するために策定された「地区個別計画に基づく基本計画書（塩津地区）」（令和3年8月）及び「地区個別計画に基づく基本計画書（西浦地区）」（令和3年8月）で示された機能を集合させる施設をいう。

(組織)

第3条 選定委員会は、委員長、副委員長及び委員（次項において単に「委員」という。）で構成し、別表に掲げる者をもって組織する。

2 委員の任期は、当該委員の委嘱の日から市と選定業者が学校複合施設の実実施設計業務に係る契約を締結する日（以下「契約締結日」という。）までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(委員等の責務)

第5条 委員は、他の委員の意見に影響を受けることなく独自性を確保した上で、公平かつ公正に業務を行わなければならない。

2 委員は、業務の過程において知り得た情報を外部に漏らしてはならない。また、第8条の規定により選定委員会の会議に出席した委員以外の者も同様とする。

(所掌事項)

第6条 選定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 提案書提出者の募集要件、募集方法等の決定に関する事項
- (2) 提案内容を評価するための評価基準、評価方法等の決定に関する事項
- (3) 優先交渉権者の選定に関する事項
- (4) その他選定に関して必要な事項

(会議)

第7条 選定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 選定委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 選定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決する。

(意見の聴取)

第8条 選定委員会は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 選定委員会の庶務は、教育委員会教育政策課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月4日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、契約締結日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

選定委員会構成委員

役職	氏名	所属
委員長	恒川和久	名古屋大学大学院工学研究科教授
副委員長	小松 尚	名古屋大学大学院環境学研究科教授
委員	安井秀夫	愛知工業大学工学部建築学科教授
委員	笠井 尚	名城大学人間学部教授
委員	大原義文	蒲郡市副市長
委員	壁谷幹朗	蒲郡市教育委員会教育長
委員	平野敦義	蒲郡市総務部長